

平成 27 年度射水市の行財政改革の取組について

平成 27 年 5 月

1 経営的な視点に立った行財政運営

(1) 事務事業の効率化・適正化

① 事務事業等の見直しに伴う経費の節減

事務事業評価等を通じて点検を行い、74 事業について見直しを行った結果、65,442 千円の節減となった。

【見直しを行った主な事業】

No.	内 容	区分	節減額
1	住宅用太陽光発電システム設置補助金	廃止	5,000 千円
2	地域活動支援センター家賃補助金	廃止	1,296 千円
3	私立幼稚園振興補助金	廃止	4,260 千円
4	離職者能力再開発訓練奨励金	廃止	6,100 千円
5	雇用安定化助成金	廃止	1,500 千円
6	射水商工会議所補助金	見直し	1,998 千円
7	射水市商工会補助金	見直し	1,377 千円
8	富山県小口事業資金保証料助成金	見直し	4,584 千円
9	中小企業振興資金保証料助成金	見直し	5,466 千円
10	小杉みこし祭り事業補助金	見直し	1,500 千円
11	営農指導強化事業等補助金	見直し	1,708 千円
12	産地づくり対策補助金	見直し	4,820 千円
13	サクラマス養殖事業化試験飼育事業補助金	廃止	1,500 千円
14	特色ある学校づくり支援事業補助金（小）	廃止	3,450 千円
15	特色ある学校づくり支援事業補助金（中）	廃止	1,500 千円
16	学校生ごみ処理機メンテナンス及びオペレーション委託料	廃止	2,969 千円
17	福祉入浴券交付事業	見直し	8,654 千円
18	がん検診自己負担額	見直し	2,850 千円
19	その他見直した事業（53 事業）	見直し	4,160 千円
20	その他廃止した事業（3 事業）	廃止	750 千円
計（74 事業）			65,442 千円

（注）節減額が 1,000 千円以上の事業のみ単独で記載し、その他の事業はまとめて計上

② 歳入創出・歳出改革推進特別枠

将来的な歳入の創出や歳出の改革に効果が見込まれる 9 事業について、重点的に予算を配分した。

【歳入創出・歳出改革推進特別枠対象事業】

No.	内 容	歳入創出額
1	課税資料検索システムの整備（全課税資料のデータ化）	—
2	多様な納付環境の整備（ドラッグストア等での収納開始）	—

3	債権管理・回収の一元化（コールセンターで税外債権催告実施）	—
4	粗大・不燃ごみ処理の外部委託	8,748 千円
5	大門保健センターの整備（保健センター統合に伴う駐車場整備等）	—
6	ふるさと納税業務の外部委託	—
7	公共施設等総合管理計画の策定	—
8	未利用財産の売却	81,280 千円
9	街路灯ＬＥＤ化計画の作成	—
計（9事業）		90,028 千円

（注）歳入創出額は予算計上した額

（2）公共施設マネジメントの構築

① 公共施設の統廃合

平成 26 年度末をもって 3 施設が機能廃止、3 施設が廃止となった。

また、平成 27 年 12 月末に 1 施設が廃止となる予定。

【廃止済み又は廃止予定の公共施設】

No.	施 設 名	廃止日	備 考
1	小杉ふれあいセンター	H27. 3. 31(機能)	浴場等廃止
2	堀岡緑地野球場	H27. 3. 31(機能)	夜間照明廃止
3	堀岡緑地テニスコート	H27. 3. 31(機能)	夜間照明廃止
4	新湊南部ふれあいサロン	H27. 3. 31	廃止
5	大島勤労者体育センター	H27. 3. 31	廃止
6	大島テニス場	H27. 3. 31	廃止
7	大島図書館	H27. 12. 31(予定)	廃止

なお、これまでに具体的方針が決定していない施設については、平成 27 年 3 月に策定した「新たな公共施設統廃合方針」に基づき、更に協議を継続する。

② 公共施設等総合管理計画の策定

国からの要請を受け、インフラ施設を含む全ての公共施設の老朽化の現状や課題、総人口や年代別人口についての今後の見通し、公共施設等の維持管理・更新に係る中長期的な経費やこれらの経費に充当可能な財源の見込みなどを精査し、計画期間を 10 年以上とする今後の公共施設等の管理に関する基本方針をまとめた公共施設等総合管理計画を策定する。

（3）民間活力の更なる活用

① 指定管理者制度の有効活用

平成 27 年度から新たに 3 施設に指定管理者制度を導入する。

なお、指定管理者制度導入施設は全体で 71 施設となる。

【指定管理者制度新規導入施設】

No.	施 設 名	区分	指定管理期間
1	二口コミュニティセンター	新規	H27. 4. 1～H30. 3. 31
2	大門農村環境改善センター	新規	H27. 4. 1～H30. 3. 31
3	大門コミュニティセンター	新規	H27. 4. 1～H30. 3. 31

② 民営化・民間委託の推進

平成 27 年度から 2 事業の民間委託、1 事業の窓口移管を実施する。

【民営化・民間委託事業】

No.	事業名	区分
1	粗大・不燃ごみ処理業務（再掲）	民間委託
2	ふるさと納税業務（再掲）	民間委託
3	ゆとりライフ互助会申請業務 ※射水市商工会分のみ	窓口移管

(4) 公営企業の経営健全化

① 不明水対策の実施

老朽管更新事業について引き続き重点的に実施していくとともに、宅内からの誤接続をはじめとした不明水削減のため、調査や改善への働きかけを継続する。

② 電子カルテシステムの導入

新診療棟の整備にあわせ、電子カルテシステムを導入する。

(5) 自主財源の確保及び創出

① 未利用財産の売却（再掲）

未利用財産の売却収入を他の未利用財産の売却に要する経費（測量・解体等）に充てることにより、売却を促進する。

② 市税等滞納催告コールセンター業務の体制強化（再掲）

コールセンターの体制を強化し、新たに税外債権に係る催告業務を実施する。

(6) 資産・債務の適正管理

① 固定資産台帳整備の準備

固定資産台帳の整備に向け、資産の洗い出し・現況調査等を実施する。

2 市政の透明性の向上と質を重視した市民サービスの提供

(1) 市政情報の積極的な提供

① 文書管理におけるファイリングシステムの導入（小杉・新湊庁舎は導入済）

文書を保管、保存、廃棄という一連の流れで管理し、行政運営の適正化・効率化と情報公開への迅速な対応ができる文書管理システムを構築する。

(2) 市民との協働によるまちづくりの充実

① コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入

市内 27 か所のコミュニティセンターについては、順次、当該地区の地域振興会による指定管理者制度の導入を推進しており、平成 27 年度から新たに 1 施設（二口）に導入する。

【コミュニティセンター27 施設における指定管理者制度導入割合】

指定管理者制度導入 20 施設（74.1%）	未導入 7 施設（25.9%）
---------------------------	--------------------

② 庄川水辺の交流館管理運営事業の地域振興会交付金化

庄川水辺の交流館の管理運営について、地域に移管（交付金化）する。

③ グラウンド管理運営事業の実施地域振興会の拡大

グラウンドの管理運営について、新たに 4 地域振興会（本江、浅井、櫛田、水戸田）で実施（交付金化）する。

④ 合併 10 周年記念市民提案事業の実施

市民等で構成された団体が自ら企画運営を行う合併 10 周年記念事業を実施する。

（新・旧海王丸ダブル総帆展帆事業、合併 10 周年記念市民提案事業補助、射水市合併 10 周年記念式典、タウンキャッチコピー作成、特別巡回ラジオ体操会開催等）

(3) 効果的な市民サービスの提供

① 多様な納付環境の整備（再掲）

既に実施しているコンビニ・クレジット納付に加え、新たに一部のドラッグストア等での収納を開始する。

② 万葉線 IC カードの導入支援

平成 29 年 4 月の導入に向けたシステム開発等を支援する。

(4) ICT（情報通信技術）の有効活用

① 諸証明書のコンビニ交付事業（マイナンバーカードの多目的利用）

マイナンバーカードを活用した住民票、戸籍証明書、税証明書等のコンビニエンスストアでの発行に向けたシステムを開発する。

3 職員力の強化と組織力の向上

(1) 職員の能力向上及び意識改革

① 職員研修の充実

階層別研修、専門研修、いみず人財養成塾などの多彩な研修メニューの提供、より高度な研修機関（県、自治大学校）への研修派遣を実施することにより、高い専門性と前例にとられない挑戦する意欲を持った職員の育成を図る。また、継続して接遇研修を行い、お客様満足度の向上に努める。

(2) 効率的な組織体制の構築

① 効率的な組織体制の維持・見直し

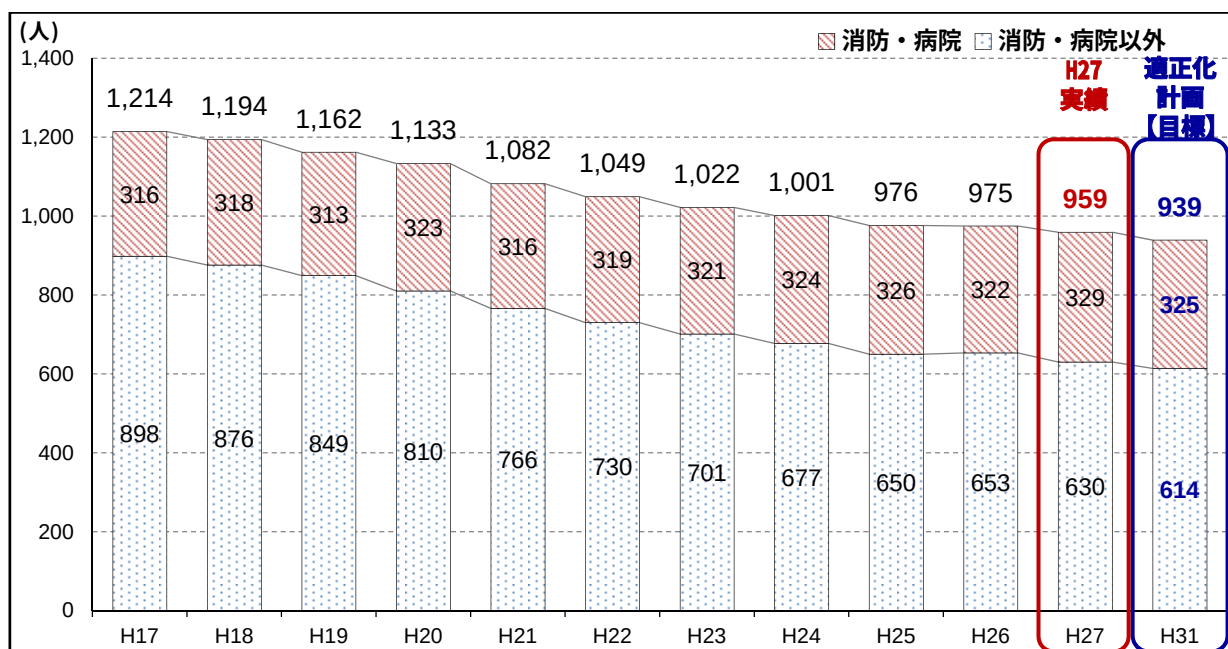
引き続き、限られた人員で効率的、効果的な行政サービスが提供できる組織、また組織横断的な課題にも迅速かつ柔軟に対応できる組織づくりに努める。

<参考>「平成 27 年 4 月 行政組織の改編等について」（6 ページ）

(3) 職員定数の見直し及び給与の適正化

射水市定員適正化計画（計画期間：平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 4 月 1 日）に基づく職員数の削減に努めており、平成 27 年 4 月 1 日現在の職員数は 959 人（前年度比▲16 人）となった。人件費についても、平成 26 年度当初予算と比較して 38,847 千円の削減となった。

【射水市職員数】



(注) 平成 27 年 4 月 1 日の職員数 959 人のうち、射水市職員の再任用に関する条例に基づく再任用職員は 12 名。

平成27年4月 行政組織の改編等について

1 組織の改編

現 行	改 編(案)
<u>市民環境部</u> 生活安全課 ———— 生活安全係 ——— 地域交通政策班 環境課 ———— 環境政策係 ——— 衛生施設整備推進班	生活安全課 ———— 交通政策係 ——— 生活安全係 ○地域交通政策班を「交通政策係」とする。 環境課 ———— 環境政策・保全係 ——— 衛生施設整備推進班 ○環境政策係を「環境政策・保全係」に改称し、 公害防止等環境保全に関する事項を明確に位置 付ける。
<u>福祉保健部</u> 長寿介護課 ———— 長寿福祉係 ——— 保険管理係 ——— 認定係	長寿介護課 ———— 長寿福祉係 ——— 地域ケア推進係 ——— 保険管理係 ——— 認定係 ○長寿福祉係を、在宅福祉事業等を所管する 「長寿福祉係」と地域支援事業（介護予防、認知 症対策、地域包括支援センター等）を所管する 「地域ケア推進係」に分割し、地域包括ケアシ ステムの構築及び超高齢化社会への進行に伴う 業務量増に対応する。
<u>市民病院事務局</u> 経営管理課 ———— 企画情報係 ——— 管財係 ——— 医事係	経営管理課 ———— 総務企画係 ——— 管財係 医事課 ———— 医事情報係 ○病院経営強化（医事体制強化）のため医事課 を設置し、収益向上を図る。医事係を「医事情報 係」に改称する。 経営管理課企画情報係を「総務企画係」に改称 する。
<u>消防本部</u> 防災課 ———— 防災係 ——— 通信指令係	防災課 ———— 防災係 ——— 通信指令第1係 ——— 通信指令第2係 ○消防救急デジタル無線化に伴い、通信指令 業務の充実・強化を図るため通信指令係を2係 制とする。